

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とす)

目次

◇ 告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

保安林予定森林にする旨の通知

告 示

鳥取県告示第七百六十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年十一月三十日から施行する。

昭和四十二年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 鹿児島県 福島県 滋賀県
- 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 佐賀県 熊本県 奈良県
- 静岡県 高知県 栃木県 山口県 三重県 宮城県 兵庫県

鳥取県告示第七百六十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字神垣字下大平ラ五六一の一から五六一の五まで、字畑山五六二の二、五六二の四、五六二の五、五六三、五六四の一から五六四の三まで、五六五の一、五六五の三、五六五の四、五六六の一、五六六の二、五六六の四、五六六の五、五六七、字奥松尾六一四の一、六一四の三、字松尾東平六一五、六一五の一、六一六、字奥松尾東平六一七、六一八、字松尾谷東平六一九、六二〇、字大鳴六三四から六三八まで、字ヤナガタニ西側六三九、六三九の一、字築ヶ谷東側六四〇、六四一、大字上地字奥ノ池谷八二五から八二七まで、字吹山ノ谷八二八の一から八二八の五まで、八二九の一から八二九の三まで、八三〇の一から八三〇の三まで、字牛尾八七六の一、八七六の二、字上神場八七九の一から八七九の五まで、字空大平ル九〇〇の一、九〇〇の二、字石ヶ谷九一七から九二〇まで、九二〇の一、九二一、九二二、字寺尾九二三の一、九二三の四、九二三の五、字山田九二八、九二九、九三〇の一、九三〇の二、九三〇の第一、九三一、九三一の第一、字嵩巢谷九三二の一、九三二の二、九三三から九三五まで、九三五の第一、九三五の次一、九三六から九三八まで、九三九の二、九三九の四、九三九の第二、九五一、字高平九五二、九五二の一、九五三、九五四、九五六から九五九まで、字榎保木九七〇、九七一の一、九七二の一、九七三の一、九七四、九七

五の一、九七八の一、字池ヶ平ル九八二、九八二の一、九八三、九八三の一、九八四から九八七まで、九八七の一、九八八から九九二まで、九九三の一、九九三の二、九九三の第二、九九三の三、九九四、大字松尾字古手見口一七三、一七四、字横尾二二六、二二六の一、二二六の二、二二八の二、二三〇から二三二まで、二三二の一、二三三、字油木谷二三四、二三四の一、二三六、二三六の一、二三八、二三八の一、字コチミ二三五、二三七、二三七の一、二三九、二四一、二四二、二四四、二四五、二四五の一、二四六から二四八まで、字古手見二四八の一、二四九、二五〇、二五〇の次一、二五〇の二、二五一、字乙甫谷二五二、二五三、二五三の一、二五四、二五五、二五五の一、二五六から二五九まで、字ツボミ谷二六〇、字清水二六一、二六二、字殿林二六三から二六五まで、二六八、字サブウスヒ二六六、二六七、二七〇、二七一、二七一の一、二七二、二七三、字サブラズイ二六九、二六九の一、二六九の二、二七一の二、字ソフシ谷二七四、二七五、二七五の一、二七六、二七六の一、二七七、字造道二七八から二八〇まで、字立畑二八一、二八一の一、二八二、二八三、二八三の二、二八四、字真明谷二九二、二九三、二九三の一、二九三の二、字榎木谷二九四、二九四の一、二九六、二九六の一、二九八、字小榎谷二九五、二九五の次一、二九九、二九九の一、二九九の二、字徳長田二九五の一、二九八の一、三〇四、三〇四の一、字平林二九七、三〇〇から三〇三まで、字後藤三〇五、三〇五の一、三〇六、三〇七、三〇七の一、三〇八から三一〇まで、字築ヶ谷三一、三三三、字柳ヶ谷三一二、字矢ナガ谷三一二の一、三二四から三一九まで、字柳ヶ谷三二五の一、三一九の一、字土ヤウ山三二〇から三二四まで、字半田三二五、大字大石字大谷六〇〇の第一、字小屋の谷六〇〇か

ら六一六まで、六一六の一、六一七から六一九まで、六一九の一、六二〇、六二〇の第一、六二一、六二一の一、六二二、六二二、六二三の二、六二四、六二四の一、六二五、六二六の第一、六二七、六二七の一、六二八、六二九、六二九の一、六三〇、六三〇の第一、六三一、六三二、六三二の一、六三三から六三五まで、六三五の一、六三五の第二、六三六、六三七、六三七の一、六三八から六四〇まで、六四〇の一、六四一から六四四まで、六四四の一、六四五から六四八まで、字中溝六四九、六五〇、六五〇の一、六五一、六五二、六五二の一、六五三、六五三の一、六五四から六六三まで、字奥宝川六六四、六六五、字奥宝川平六六六から六七二まで、六七二の一、六七三、六七四、六七四の第一、六七五から六八〇まで、六八〇の第一、六八一、字向畑ヶ六八二、六八二の一、六八三、六八三の第一、六八四、六八五、六八五の一、六八六、六八六の第一、六八八、六八八の一、六八九、字念仏谷六九〇、六九〇の第一、六九一、六九二、六九二の第一、六九三、六九四、六九五、六九五の第一、六九六、六九六の一、六九七から七〇〇まで、字露本七〇一、七〇一の一、七〇二、七〇三、七〇三の第一、七〇四、七〇五、七〇五の一、七〇六から七〇九まで、七一一の一、七一一、七一二、七一二の一、七一三から七一五まで、七一五の第一、七一一、七一一の第一、七一一から七二四まで、七二四の第一、七二五から七二八まで、七二八の一、七二九、七三〇、七三〇の一、七三一、七三二、七三二の第一、字長坂七九六、七九六の一、七九七、七九八、七九八の第一、七九九から八〇二まで、八〇二の一、八〇三、八〇三の第一、八〇四、八〇四の一、八〇五、八〇五の第一、八〇六、八〇六の一、八〇七、八〇八、字南畑八〇九から八一三まで、八一三の一、八一四、

八二五、八二五の一、八二六、八二六の一、八二七、字滝の口八六七、八六七の一、八六八、八六八の一、八六九、八七〇、八七〇の第一、八七一、八七一の一、八七二、八七二の一、八七三、八七三の第一、八七四、八七四の第一、八七五、八七五の一、字天狗松八七六、八七六の一、八七七、八七七の第一、八七八、八七八の一、八七九、八八〇、八八〇の内第一、八八一、八八一の一、八八二、八八三の一、八八四、八八四の一、八八五、八八五の第一、八八六の一、八八六の二、八八七、八八七の一、大字高岡字細野九一八、九一八の一、字深谷九一九、九一九の一、九二〇、字横尾九二一、字天王尾九二二、九二二の一、字横道の下九二三、九二三の一、字蛇段平九二四、九二四の一、九二五、字栃ヶ坂九三一、字穴水九三二、九三二の一、字池の谷九三三、字大北谷平九三九、字小北谷平九四〇、字讓大平九四二、字大柳内平九四六の一、大字木原字西谷東平二七五から二八二まで、二八二の一、二八三から二八六まで、字西谷西平二八八から二九〇まで、字釜小屋の谷東平二九一、字釜小屋の谷西平二九二から二九七まで、字築山三一五、三一六、三一六の一、三一七の一から三一七の三まで、三一八、字松ヶ平三二〇、三二一、三二二の一、三二二の二、三二二の三、三二四、字上松ヶ平三二五、字エボシ方三二六、字空大平三二七から三三四まで、字大平三三六、三三七、三三八の二、三三八の三、三三九から三五〇まで、字大平ル三五一から三五三まで、字長畑三五四から三五七まで、大字下木原字畑谷頭二一二の二から二一二の二まで、字本谷二二六の一から二二六の三まで、大字栃本字クツ石五六七、五六七の一、五六八から五七〇まで、五七〇の一から五七〇の四まで、五七〇の第四から五七〇の第七まで、字又部五七一、五七二、五七二の一、五七二の第一、五七二の第

三から五七二の第八まで、字長サコ五七三、五七三の一から五七三の六まで、五七三の第一から五七三の第五まで、五七三の第八から五七三の第一〇まで、五七三の第一二から五七三の第一六まで、五七三の第一八から五七三の第二二まで、五七三の二四、五七三の第二六から五七三の第三九まで、五七四、字猪路谷日向平五七五、五七五の一から五七五の三まで、五七五の第一から五七五の第五まで、五七五の第七から五七五の第一五まで、五七五の第一七、五七五の第一八、五七五の二一、五七六、五七六の第一、大字菅野字坂畑七五の一から七五の六まで、七五の八から七五の一三まで、七五の第九、七五の第一二から七五の第二〇まで、七五の第三三、七五の第三四、七五の第三六から七五の第三九まで、七五の第四二から七五の第四四まで、七五の第四六、字池の谷八〇の一から八〇の三まで、八〇の次一、八〇の次二、八〇の次六、字ヲログタワ八一の九三、八一の九五、八一の一〇〇、八一の一〇一、八一の一〇三、八一の一〇五、八一の一一一、八一の一一八、大字新井字陰ナメ三五七の一、三五七の二、字赤豆谷三五八の一、三五八の二、三五九の一、大字石井谷字セマト四二八の一から四二八の三まで、四三一、四三一の一、四三二から四三四まで、四三四の第一、字広畑ヶ四二九、四三〇、字滝の口四三五、字屋名ヶ谷四三六、四三六の一、字屋名ヶ谷影平四三七、字小深山影ヶ四三九、四三九の一、字通り谷口四四二、字通り谷四四三、字仲ノ谷四四四、字狼谷四四六、字仲道四四七、字小深山四四八、四四八の一、字打沖四五〇、字スゲガ谷四五二、四五二の第一、字仲尾四五二、字別当畑四七四、四七四の二、四七四の三、四七五から四七八まで、字沖名谷五一七から五二〇まで、字大平五二六から五二九まで、字大杖五三二、五三二の一、五三三、字大杖影平五三四、五三四の一、

字水無し五三五、字水無影平五三六、字焼小屋の谷五三七、五三七の第一、字焼小屋五三八から五四一まで、字平尾五四二から五五二まで、字掘り作五五三、大字中河原字山神波四七四、四七五、四七六の一、四七六の二、四七七、字小神波四八〇、四八一、四八一の一、四八二の二から四八二の四まで、四八三の一、四八三の二、四八四、四八五、四八六の一から四八六の三まで、字小神場四七八、四七九、四七九の一、四八一の二、四八一の三、四八二の一、字榎谷四八八、四八八の一、四八九の一、四八九の二、四九〇、四九一、四九一の一、四九二、四九二の一、四九三、四九四、四九四の一、四九五の一、四九五の二、四九五の四、四九六、四九六の一、字イモリ四九七、五〇〇から五〇四まで、五〇四の一、五〇五から五〇七まで、五〇九、字大カンバ五一〇、五一一の二、五一二、五一三、五一六の一、五一六の二、五一七、五一七の一、五一八、五一八の一、五一九、五二〇、五二二の二、五二二の三、五二六の一、五二六の二、五二七、五二八、五二八の一、字大平五二九、五二九の一、五三〇から五三三まで、五三四の一、五三四の二、五三六、五三七、五三八の二、五三八の三、五三九の一、五三九の二、五四〇の一、五四〇の二、五四一の一から五四一の四まで、五四四、大字雨滝字大杉谷八五二、八五二の一から八五二の三六まで、字左の谷八五三、八五三の一から八五三の三まで、字十五八五四の一、八五四の二、八五五、八五五の一、字丸山八五六、字畑谷西平八五七、八五七の一、八五八、八五八の一から八五八の四まで、字畑谷東平八五九の一から八五九の一五まで、字岩藤山八六〇の一、字弥次郎山八六一の一から八六一の二二まで、八六二、字藪谷九二二から九二六まで、字倉本山九五二、九五二、字八山九六四の一から九六四の四まで、字大ナル山九六五、九六五の一、

九六六、九六七、九六七の一、九六八から九七〇まで、九七〇の一、九七一の一から九七一の四まで、九七二、九七三の一から九七三の四まで、九七四から九七八まで、九七八の一、九七九、九七九の一、九八〇、九八〇の一、九八一、九八一の一、字小谷九八二、九八二の一、九八三、九八三の一、九八四、九八五、九八五の一、九八六、字扇子谷一〇〇二、一〇〇九から一〇一二まで、字小山一〇一三、一〇一三の一、一〇一四、一〇一四の第一、一〇一五から一〇一七まで、一〇一七の一、一〇一八、一〇一九、一〇一九の一、一〇一九の二、字同道一〇二七、一〇二七の一、一〇二八、一〇二八の一、一〇三〇から一〇四二まで、字中尾一〇四四から一〇五〇まで、字久登入一〇五一、字クド入一〇五二、一〇五三、一〇六五、字クト入一〇五三の一、一〇五三の二、字上カクレ一〇五四、字カクレ一〇五五、字ナキ山一〇五六から一〇六一まで、一〇六一の一、一〇六二、一〇六三、一〇六三の一、一〇六四、字奈ギ山一〇六二の一、字中田一〇七二、一〇七四、一〇七五、一〇七五の一、一〇七六から一〇七八まで、一〇七八の第一、一〇七九から一〇八一まで、一〇八一の一、一〇八三、字ヒナサゴ一〇八二、一〇八七、字ヒナサゴ一〇八八、一〇八八の一、一〇八九から一〇九一まで、一〇九一の一、一〇九一の第二、一〇九二、一〇九三、一〇九三の一、大字荒舟字吉ヶ谷五四三、五四四、字登尾口五五二、五五三の一、五五三の二、六六八、字細ザコ五五四の一、五五四の二、五五五から五六〇まで、字水谷六〇五、六〇六の一から六〇六の八まで、字水谷上野六〇七の一から六〇七の一〇まで、字水谷向上野六〇八の一から六〇八の三まで、六〇八の第一、六〇八の四、六〇九、六〇九の一、六一〇、六一一、字吉ヶ谷六四三の一、六四三の二、六四三の六から六四三の一まで、字空山平六四

四の一、字ソウ山六四四の二から六四四の七まで、字ニタマタ平六四五の一から六四五の五まで、字池ヶ谷土手上六四六の一、字池の谷土手上六四六の二、六四六の三、字池の谷奥六四八、六四八の一、字松木谷六四九の一から六四九の一六まで、字桂ヶ谷六五〇の一から六五〇の四まで、字鳥帽子岩六一の一から六一の三まで、字菊尾下モ手ノ谷六五二の一から六五二の四まで、字大ツラエ六五二の五、六五二の六、字菊尾ヶ谷六五三の一から六五三の七まで、六五四の一から六五四の一〇まで、字崩御ヶ平六五五の一から六五五の四八まで、字御雷の上六五六の一から六五六の八まで、字深谷六五七の一から六五七の八まで、字孫深谷六五八の第一、六五八の二、六五八の三、字大口繩谷六五九の一から六五九の六まで、字ヒナタ六六〇の一から六六〇の四まで、字ヒナタヒラ六六〇の五、六六〇の六、字ヒナタ下モ平六六一の一から六六一の三まで、字坂根平六六二の一から六六二の五まで、字登尾道ヨリ下タ六六三の一から六六三の四まで、字滝ノ方平六六四の一から六六四の三まで、字登尾下タノ平六六九の一、六六九の二、字細ザコ頭六七〇の一から六七〇の四まで、字登尾上ノ平六七一、大字楠城字向山四五〇、四五〇の一、四五〇の二、四五一、四五一の一から四五一の三まで、四五二から四五四まで、四五四の一、四五四の二、四五五、四五五の一、四五六の一、四五六の二、四五七から四五九まで、四五九の一、四五九の二、四六〇から四六四まで、字保木谷平四八三、四八四、四八四の一、四八五から四八八まで、四八八の一、四八九、四八九の一、四九〇、四九一、四九一の一、字上茅野頭四九二、四九三、四九三の一、四九四の一から四九四の八まで、四九五から四九八まで、四九九の一、四九九の二、字岡田の上五〇〇、五〇〇の第一、五〇一、五〇一の第一、字岡田

五〇〇の二、字ヨケ入五〇二、五〇二の一、五〇三から五〇六まで、字松尾谷五〇七、五〇七の一、五〇八、五〇八の第一、五〇八の二、五〇九、五一〇、字上茅野ヨリ根岩迄五一、字上野ガタガタ五一の一、字白作り五一二、五一三、五一六、字上茅野五一四、五一五、字若荷谷五一七、字六郎谷左平ラ五一八から五二〇まで、五二〇の一、字六郎谷右平ラ五二一、五二二、五二二の一、字六郎谷大平ル五二三、字六郎谷五二四、字上野五二五、五二五の一、五二六、字上野田平五二七、五二八、字平尾ノ上五二九、五三〇、大字上荒舟字奥上野四七一から四七五まで、四七五の第一、四七六、四七六の一、四七七の一、四七七の二、四七八、四七九、四七九の一から四七九の三まで、四八〇、四八一、四八三の一、四八四の一、四八四の二、四八五から四八七まで、四八八の一、四八八の二、四八九から四九一まで、字野添四九二の一、四九二の二、四九二の第一、四九三、四九三の一、四九四から四九七まで、四九七の一、四九八の一、四九八の二、字足谷四九九、四九九の一、五〇〇、五〇〇の一、五〇一から五〇六まで、五〇六の一、五〇七から五一〇まで、字砥石谷五一六、五一六の一から五一六の一四まで、字鎌ヶ谷五一七の一から五一七の九まで、字深切レ六一九、六一九の九、字炭山六二九の一から六二九の一九まで、六三〇、六三一、六三二の一、字小虫谷奥六四四の一から六四四の一九まで、六四四の二から六四四の六一まで、大字神護字木原谷下平一四五の五から一四五の七まで、五九〇、五九一、五九一の一、六〇二、六〇二の一、六〇三、六〇三の一、六二〇の一、六二〇の二、字古神護三九〇、三九三、三九三の第一、三九四、三九五、字石原谷三九六、三九七、四四八から四五三まで、字空田上四五八、四五九、字奥大谷四六〇、四六一、四六一の一、四六二、四六二

の一、四六三、四六四、四六四の一、四六五から四七二まで、五〇六、五〇七、五〇九、五〇九の一、五〇九の二、字鮎ヶ谷四七四から四七六まで、四七八、字何神原四七七、四九七、四九九から五〇五まで、五一〇、五一一、字神原四七九から四八九まで、四九〇の一、四九〇の二、四九一、四九二、四九五、四九六、四九六の一、五五四から五五六まで、字大向五一二、五一四、五二〇、五二三、字奥大谷平五一五から五一九まで、五二二、五二二、五二四、五二五、字神原口五五八、五五九、字北谷平五六〇の一から五六〇の三まで、五六一から五七四まで、五七七、五七七、字岩本平五七八、五八〇から五八三まで、五八三の一、五八四、字赤濱平五七五、五八五から五八七まで、五九四、五九六から五九九まで、六〇五、字木原谷上平五八八、五八九、五八九の一、五九二、六〇〇、六〇〇の一、六〇一、六〇六、六〇六の一、字湯谷上平六二二から六二六まで、六五九から六六四まで、六六四の一、字湯谷下平六六五、六六五の一、六六六、六六七、六六七の一、字福半上平七一六から七二三まで、七二三の一、七二四、七二五の一、七二五の二、七二六、七二七、七二七の一、七二八、七二九、七二九の一、七三〇から七三二まで、七三四から七三六まで、字福半下七三三、七三七、七三八、七四二、字西ヶ谷三四六の四、七六二の一から七六二の四まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字荒金字大木屋谷七七四の一から七七四の五七まで、字深谷七七五、大字鳥越字下淵坂下夕九四九、九四九の一、九五〇から九五三まで、字中淵九五四から九五七まで、九五八の一、九五八の二、九五九、字淵ヶ浜九六一、九六一の一、字向畑ヶ九六二から九六六まで、字岡ノ平ル九六九の一、九六九の二、九七〇、字枝谷九七一、九七一の一、字上淵九七二、字原谷奥九七三の一、九七三の二、字立岩九七四の一から九七四の三まで、九七六の一から九七六の五まで、九七七、九七八、字大谷西側九九九、九九九の一、九八〇の一から九八〇の三まで、字殿所九八一の一、九八一の二、九八二の一、九八二の二、字大谷奥九八三から九八五まで、字大谷東側九八六の一から九八六の三まで、九八六の五、字金ヶ谷九八七の一から九八七の三まで、字古鳥越空九八八、

九八九、九八九の一、九八九の二、字岩ヶ前九九〇から九九五まで、字畑ヶ谷上エ九九六から九九九まで、字塚ヶ谷一〇〇〇、一〇〇〇の一の三、字野中一〇〇三、一〇〇六の一から一〇〇六の三まで、一〇〇八から一〇一六まで、字上平シ場一〇一七、一〇一八、大字洗井字茶園七六〇、字空神場七八三、七八四、七八五の一、七八五の二、七八六、七八七、字狐岩七九七から八〇一まで、八〇八、字下神場八一三、八一四、字窓一二六九、字才畝林一九五二、一九五三、一九五四の一、一九五四の二、一九五五の一から一九五五の八まで、一九五五の一〇から一九五五の一二まで、字赤田平一九五六の一から一九五六の六まで、字神場一九五七から一九六〇まで、一九六〇の一、一九六一、一九六二、一九六四から一九六六まで、字セングラ尾一九六七、一九六八の一、一九六八の三から一九六八の一三まで、字大鱧谷大山右ノ平一九九三の一、一九九三の三から一九九三の一〇まで、字菰谷一九九四の一、一九九四の三、字大鱧谷奥ノ平一九九五の一、一九九五の二、字南神場平一九九六の一、一九九六の二、字木原一九九七の一、一九九七の二、字山頭道東一九九八の一から一九九八の四まで、字三度平一九九九、一九九九の一、字神場峠二〇〇〇、字下松ヶ前道下二〇〇一の一から二〇〇一の三まで、字下松ヶ前道上二〇〇二、二〇〇二の一、二〇〇二の三、二〇〇二の四、字総兵衛以後二〇〇二の二、字下平三場二〇〇三の一から二〇〇三の七まで、字登尾林二〇〇四から二〇一四まで、二〇一五の一から二〇一五の三まで、二〇一六、二〇一七、字山頭口小鱧谷平二〇一八の一から二〇一八の九まで、字小鱧谷登尾平二〇一九の一、二〇一九の二、二〇二〇の一から二〇二〇の六まで、字南谷上二〇二九の二、二〇二九の三、二〇二九の一〇から二〇二九の一七まで、字ロノ谷東側二〇三〇の一から二〇

三〇の八まで、二〇三〇の一〇、字登り立山二〇三一、二〇三一の一、字石有詞二〇三二、字西ノ平ル二〇三三、字ロノ谷西側二〇三四の二、二〇三四の七から二〇三四の九まで、字雨堤二〇三五の一、二〇三五の二、二〇三五の四から二〇三五の九まで、二〇三五の二〇から二〇三五の四八まで、字高尾林二〇三六、二〇三七の一、二〇三七の二、二〇三八、二〇三九、二〇四〇の一、二〇四〇の二、二〇四一の一から二〇四一の三まで、二〇四一の次一、字上田林二〇四四から二〇五〇まで、二〇五一の一、二〇五一の二、二〇五二の一から二〇五二の四まで、二〇五三、字入江二〇五四、二〇五五、二〇五六の一、二〇五六の二、二〇五七、字笹谷頭二〇五八、二〇五九の一から二〇五九の四まで、二〇六〇から二〇六二まで、二〇六三の一、二〇六三の二、大字外邑字齊神四七〇、四七一、字オノ神四七二から四七四まで、字本谷山四七五、四七六の一、四七六の二、四七七から四八〇まで、四八一の二、四八二、四八三、字仲谷四八四から四八九まで、字日向谷四九〇から四九三まで、字小林六〇〇、六〇一、字滑ヶ谷六〇二から六〇九まで、字大ツヶ西側六一〇から六一三まで、字大ツヶ東側六一四から六一七まで、字高谷家奥西側六三三から六三九まで、六四〇の二から六四〇の五まで、六四一、字山ノ神六四二から六四六まで、六四八から六五〇まで、字坂根山六五一、六五二、六五二の一、六五三、六五四、字椎谷西側六五五の一、六五五の二、六五六から六五八まで、字奥椎谷南側六五九から六六二まで、六六二の次一、六六二の次二、六六三、六六四、六六六から六六九まで、字奥椎谷大平側六七〇から六七八まで、六七九の一、六七九の二、六八〇から六八二まで、字大平山六八三、六八四、字高尾石原道ノ上六八五から六八九まで、六九一、六九二、六九二の二、六九三から六九五まで、

字高尾大平七二七から七三〇まで、七三〇の一、七三一、七三三から七三八まで、字高尾南側七三九から七四二まで、七四三の二、七四三の三、七四四から七四六まで、七四七の一、七四七の二、七四八から七五三まで、字奥高尾南側七五四、七五五の一から七五五の三まで、七五六、七五七、七五九、七六〇の一、七六〇の二、七六一、七六二、字奥高尾七五八、七六三、字奥高尾西側七六四から七七〇まで、七七一の一、七七二、七七二から七七六まで、字石原七七七から七八七まで、字石原西側七八八から八〇一まで、字松ヶ平下八〇二から八〇六まで、字横谷東側八一六、八二五、八二六、八二六の一、八二七から八三一まで、字筆ヶ谷八三二から八三四まで、字滝坪八三五、八三六、字曲り坂八三九から八四二まで、字石原奥八四三、字大井津八四四の一、字野間ノ谷八四五の一、八四五の二、八四五の一四から八四五の一六まで、八四五の二三から八四五の二六まで、字大沢八四六の一から八四六の一四まで、字祖父ヶイ後八四七の一から八四七の一七まで、字椎谷頭八四八の一から八四八の一三まで、字本谷打越八四九の一、八四九の二、字本谷頭八五〇の一から八五〇の三まで、字中谷頭八五一の一、八五一の二、字日向谷八五二の一、八五二の二、字金山八五三の一から八五三の七まで、大字大坂字地番一三九から一四一まで、字椎ノ木坂一四八から一五一まで、字椎ノ木向一四三から一四七まで、一五二、一五三、字丸山一五四から一五六まで、字南谷平一六〇の一から一六〇の三まで、一六一から一六三まで、一六三の一、一六四から一六六まで、字奴田山一六七の三から一六七の一まで、一六八から一七一まで、字大田向一七八の二から一七八の四まで、一七九から一八二まで、字鳥ツ坂尾一八三の二から一八三の六まで、一八四、一八五、一八五の一、一八六から一九一まで、

字柳谷一九二の一から一九二の七まで、一九三、一九四、字仲尾一九五から一九七まで、一九八の一から一九八の八まで、一九九から二〇四まで、二〇四の一、二〇五、二〇六、字大岩坪二〇七の一から二〇七の一〇まで、二〇八から二一二まで、字小岩坪二一三の二から二一三の九まで、二二四から二二六まで、字岡田谷二一七から二一九まで、字松尾山二二八、二二九、二三一の一から二三一の三まで、二三二から二三七まで、二三七の一、二三九の一から二三九の四まで、二四〇、二四一、二四一の一、二四二、字奥松尾谷二四三から二四五まで、字大萱ノ尾二四六、字大窪ノ谷二四七、字小松尾二四八から二五〇まで、二五一の一、二五一の二、二五二、二五三、字吹谷二五四、二五六の一から二五六の三まで、二五七、二五七の一、二五九から二六三まで、大字唐川字登り尾七の次五、七の五、七の六、九の一、九の三、九の四、一〇、字尾田四二の次一、四二の次二、四三の次二、四四、四四の次一、一七〇、一七二、一七二の一、一七二、字上岡垣山一六七、字宮ノ下モ一七四、一七四の一、一七五、一七五の一から一七五の五まで、一七七、字宮ノ下山一七八、一七九、字林ノ尾一八〇から一八五まで、字石橋ノ上山一八六の三、一八六の四、一八七、一八八、字向山一九〇、一九一、一九二の一、一九二の内一、一九二の二、一九二の三、一九三、一九四の一から一九四の四まで、字榎畑山一九六、一九七、字滝ノ口西平一九八、一九九の一から一九九の三まで、字榎畑ヶ後田平二〇〇、字滝ノ谷二〇〇の一、字赤子ヶ成二〇一の一から二〇一の七まで、字唐川谷二〇四の一から二〇四の二六まで、二〇四の二八から二〇四の三一まで、字大沢山二〇五、字鑢子ヶ弦二〇六、字菖蒲谷二〇七、字大清水二〇四の二七、大字小田字小滝五三八から五四四まで、字赤畑ヶ五四五の一から五四五

の二三まで、五四五の次一から五四五の次三まで、字小滝口五四六から五四九まで、五四九の次一、五四九の次二、五五〇から五五六まで、五五六の一、字ウトク谷五七〇、五七〇の一、五七一、五七一の次一、五七二から五七四まで、五七四の次一、五七四の次二、五七五から五七八まで、五七八の次一、五七九、五八〇、字一ノ渡六〇八、六〇九、六〇九の次一、六一〇から六一六まで、六一六の一、六一七から六二二まで、六二二の一、六二三から六二七まで、六二七の次一、六二八、六二八の一から六二八の八まで、字寺所六二九、六三〇、六三〇の次一、六三一、六三一の次一、六三二、六三二の次三から六三二の次五まで、六三三、六三四、六三四の一、六三五から六四二まで、六四二の次一、六四三の一から六四三の五まで、六四三の次一、六四四の一、字回り坂六四四の二、六四四の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)